

令和5年度 八幡平市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

少子高齢化・核家族化の進行、人口減少等を背景に、住民が直面する課題は複雑化、多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症による社会活動や日常生活への影響が長期化しましたが、今後は5類感染症に位置づけられるにあたり、生活様式もまた変化していかなければなりません。

併せて、国際情勢等による経済の構造の変化が加速している中での物価高騰が日常生活へ大きく影響してきており、生活基盤が脆弱な世帯においては、より厳しい生活に直面している状況です。

各相談事業についての件数は増加傾向にあり、生活困窮者等社会的弱者への生活資金の貸し付けでは、貸付後もなお困窮状態にある世帯への支援が急務となっています。住民の生活支援に直結する事業の推進が重要となってきています。

こうした状況を踏まえて、社会福祉協議会では市から受託している生活困窮者自立相談支援事業の家計改善支援業務と就労準備支援業務と連携し、生活福祉資金の借受者に対するフォローアップ支援を行うため、新たに相談員1名を配置し複雑で困難な課題を抱える人たちの経済的自立と生活の安定をめざした相談支援の強化に取り組みます。

また、市から受託している生活支援体制整備事業では、今年度が事業の最終年度となることから、日常生活上の支援が必要な人が住み慣れた地域で生きがいをもって在宅で暮らすことができるよう、住民の支え合いの意識の醸成と多様な主体による多様な生活サービスの提供体制の構築に取り組みます。

さらに第3次地域福祉活動計画の期間が終了する今年度は、期間中の事業を評価し、次期計画の策定に取り組むとともに、今後の法人運営の基本指針となる事業継続計画及び中期経営計画の策定を進めます。

複雑・多様化する生活・福祉課題の解決に向けて、市行政、関係機関や団体と連携し地域福祉活動の推進に取り組み、「誰もがこの地域で安心して暮らすことのできるしあわせの郷づくり」をめざして、人と人とのつながり、地域の支え合いを基本に、各種事業を推進します。

2. 重点項目

- (1) 地域福祉活動の推進
- (2) 八幡平市生活支援体制整備事業の推進
- (3) 在宅福祉サービスの推進
- (4) ボランティア活動の推進
- (5) 相談・生活支援活動の推進
- (6) 組織・財政基盤の強化
- (7) 関係機関・団体との連携強化

3. 事業推進

(1) 地域福祉活動の推進

地区社会福祉推進協議会、福祉団体等と連携を図り、地域福祉活動に取り組むとともに、広く地域住民の福祉活動への理解と関心を高めるための事業を実施します。

第3次八幡平市地域福祉活動計画期間の最終年度を迎えるにあたり、地域福祉活動推進会による検証と総括を踏まえながら、市策定の地域福祉計画と連携した次期地域福祉活動計画の策定を進めます。

情報発信においては、福祉だよりの内容充実及び事業の状況掲載など、身近な情報発信に努めます。ホームページを通じて事業情報等を積極的に公開し、最新情報を発信します。また、各種サービスの申請書等をホームページに公開し、利用者の利便性の向上を図ります。

- ①広報「福祉だよりの発行（年4回）、ホームページでの情報公開、情報発信、事業実施などの周知用チラシ等の配布、回覧等（随時）
- ②社会福祉大会
- ③福祉まつり
- ④地域福祉懇談会
- ⑤ダイヤモンド婚を祝う会
- ⑥福祉センター運営事業（市総合福祉センター）
- ⑦福祉バス運行事業
- ⑧地域福祉活動推進会開催
- ⑨次期地域福祉活動計画の策定

(2) 八幡平市生活支援体制整備事業の推進

日常生活上の何らかの支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援サービス等の提供体制を構築するため、専任の職員を配置し、住民主体の支え合いの意識醸成と関係機関等とのネットワークを図り、事業を推進します。

これまでの取り組みを継続するほか、事業最終年度にあたることから、受託期間3年間の振り返りを行い、今後の支え合いによる地域づくりへの方向性を検証します。

- ①生活支援コーディネーターの配置
 - ・第1層（市全体）生活支援コーディネーター 1名
 - ・第2層（西根・松尾・安代各圏域）生活支援コーディネーター 3名
- ②生活支援等サービスの把握
- ③利用者ニーズの把握
- ④利用者ニーズと生活支援等サービスのマッチング
- ⑤地域に不足するサービスの創出
- ⑥一般のサービス担い手の養成
- ⑦生活支援体制整備推進協議体との連携・協働

(3) 在宅福祉サービスの推進

住民一人ひとりが地域社会から孤立することなく、安心して生活ができるよう、ひとり暮らし高齢者等を対象とした見守りネットワーク活動を継続するとともに、民生児童委員、ボランティア、福祉団体、関係機関と連携を図り、安否確認などの取り組みの意識啓発を図ります。

いきいきサロン事業の推進強化を図るため、集落を単位とした仲間づくりを通して、高齢者の孤立を防ぎ、生きがいづくりと地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに向け支援します。血压測定や健康指導等を行う看護師有資格者の臨時職員を配置し、サロンに出向いて高齢者の健康づくりを推進します。また、「健康は食から」の観点から、栄養士有資格者の臨時職員を併せて派遣し、正しい食の知識と関心を深めることにより、健康寿命を延ばすことができるよう、市と連携を図り介護予防に取り組みます。

福祉サービスの支援では、外出支援サービスや福祉車両の貸し出しを継続し介護者の負担軽減を図り、利用者の生活の利便性向上と社会参加の増進を図ります。

①高齢者見守り事業

ア ひとり暮らし高齢者等見守りネットワークの普及推進と関係機関との連携
イ いわておげんきみまもりシステム

②いきいきサロン事業（サロン連絡会、看護師有資格者臨時職員、栄養士有資格者臨時職員によるサロン訪問・健康指導と栄養指導）

③高齢者の集い（ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯）

④ひとり暮らし高齢者買い物ツアー（年2回）

⑤高齢者げんきはつらつ講座

⑥ニューススポーツ大会（年2回）

⑦地域の敬老事業への側面的支援・協力

⑧福祉サービス支援活動

ア 訪問理美容サービス事業

イ 外出支援サービス事業

新規運転ボランティアの育成と研修の実施

ウ 福祉用具貸し出し事業（チャイルドシート、車椅子、歩行器、福祉車両、特殊寝台、エアーマット、疑似体験用具等）

エ 高齢者配食サービス事業のあり方の検討

⑨子育て支援活動

大更地区社会福祉推進協議会を中心に地域の各種団体が参加し実行委員会組織を立ち上げ活動する、地域子ども食堂「おおぶけキッズカフェ」の開催への支援を行います。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関する住民の関心を高めるため、身近な地域活動やボランティア活動に関する情報を発信し、地域で支えあう連帯意識の向上を図

り、ボランティア活動者の拡大と育成に努めます。

災害時における相互支援体制づくりを図るため、災害ボランティアの育成に努めます。

①ボランティア活動センター事業

- ア ボランティア活動センター機能強化
- イ ボランティア活動の相談、登録、あつせん
- ウ ボランティア団体の育成、連絡調整
- エ 雪かきボランティアスノーバスターズ活動の推進

②ボランティア福祉講座

住民にボランティア活動や福祉に関する意識を高めってもらうため、ボランティア活動や、防災、介護、福祉サービス等に関する講座を開催します。

③ボランティア協力校事業

児童・生徒を対象とした福祉教育の推進を図るため、市内小中高等学校を協力校に指定し、あわせて教育関係機関と連携を図り、児童・生徒のボランティア活動を推進します。

- ア ボランティア協力校の指定（小学校10校、中学校4校、高等学校1校）
- イ 福祉・健康標語募集と最優秀作品印刷物の配布

④出前体験講座（高齢者疑似体験等）の実施と指導ボランティアの育成

市内のボランティア協力校のほか、企業・団体等からの要請に応じ指導ボランティアが訪問し、高齢者や障がい者の疑似体験を行います。体験を指導するボランティアの育成を図ります。

⑤災害ボランティアセンター事業

八幡平市のほか近隣市町を会場に、令和5年7月28日（金）、29日（土）、県の総合防災訓練が開催され、この中で災害ボランティアセンター開設運営訓練の実施が計画されています。市ボランティア連絡協議会と連携し、全面的な訓練への参画に取り組みます。

- ア 災害ボランティアセンター開設運営訓練
- イ 災害ボランティア養成研修
- ウ 災害ボランティアセンター設置・運営等に関する市との協定締結への取り組み

⑥介護支援ボランティア研修への協力

（5）相談・生活支援活動の推進

相談活動と生活支援を実施し、心豊かに安心して生活できるまちづくりに努めます。地域の生活課題を把握し、支援を必要とする人たちが切れ目のない適切な支援を受けられるよう地域に出向き、多様な機関と連携しながら課題解決に努めます。

民生児童委員と連携を図りながら生活福祉資金やたすけあい資金等の有効活用を図り、世帯の更生援助のため、貸付後も必要に応じて現況確認をおこなうなど、生活困窮者相談支援事業と連携し相談支援を行います。

①心配ごと相談所及び電話相談、専門相談事業（法律相談）

心配ごと相談所運営委員会開催

②日常生活自立支援事業

高齢者や障がいのある人で判断能力が十分でない人に対する日常的金銭管理や福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業について、相談・契約に対応する専門員1人、援助を行う生活支援員10人を配置し、葛巻町・岩手町を包括した八幡平地域基幹社協として事業を推進します。

サービスを必要とする人が適切に事業を利用することができるよう事業の周知を図るとともに、日常の支援にあたる生活支援員や関係職員への研修を実施します。

③成年後見制度の普及啓発

日常生活自立支援事業利用者の高齢化・障がいの重度化等により、今後、日常生活自立支援事業から成年後見制度への切り替えが必要となる利用者が見込まれることから、市や関係機関と連携を図り、制度の周知啓発を行うとともに、成年後見制度への円滑な移行を推進します。

④生活福祉資金貸付事業

制度の普及や緊急かつ多様化する相談に対応するため、生活困窮者自立相談支援事業と連携し、資金貸付による世帯の更生援助と適正な制度運営に努めます。岩手県社会福祉協議会と連携し、相談支援を行います。今年度は、岩手県社会福祉協議会からの委託により生活福祉資金コロナ特例貸付借受人及び償還免除者へのフォローアップ支援の相談員1名を配置し事業を推進します。

⑤たすけあい資金貸付事業

低所得世帯に対する緊急一時的な資金の貸付を行い、適正な制度運営と債権管理に努めます。

⑥生活困窮者自立相談支援事業

自立相談支援業務と家計改善支援業務、就労準備支援業務を受託します。

専任の相談支援員3名の体制で、はちまんたい暮らしの支援室の事業を推進します。

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、市行政各部署や各種関係機関と連携し、自立や就労等の相談支援、家計改善に向けた相談支援を行います。

⑦生活困窮世帯への食料支援

生活が困窮した状態の世帯に対し、食料支援を実施しているNPO法人と連携し、生活維持の支援を行います。保存可能な食料の寄付を市民に募り、必要とする世帯への食料支援に取り組みます。

⑧生活困窮世帯への生活支援給付の実施

生活が困窮した状態になり、ライフラインの確保等のために緊急に日常生活への支援が必要となる世帯に対し、制度やサービス利用までのつなぎとして、支援給付を行います。食料支援に加え、生活必需品や日用品の支給にも対応できるよう、市民の寄付を募り事業を推進します。

⑨歳末たすけあい義援金配分事業

要援護世帯等への援護活動は「心のふれあい」を基本とし、歳末たすけあ

い運動を共同募金委員会と連携を図り推進します。

募金額と対象者数の状況に基づく効果的な配分を行うため、配分基準の検討を行います。

(6) 組織・財政基盤の強化

責任ある社会福祉法人として、適正かつ効率的な事業運営と財務管理を行います。

職務に必要な専門知識を習得し、職員の資質向上を図ります。

①会長・副会長会議の開催

②理事会・評議員会の開催

③監事監査の実施

④委員会の開催（総務委員会、広報委員会、事業運営委員会、苦情解決事業第三者委員会、評議員選任・解任委員会）

⑤会員の加入促進（一般会員、賛助会員の確保）

⑥福祉基金の管理と運用

福祉基金の積立て、福祉基金の取崩しによる運営費（車両の更新等）、事業費（地域福祉事業費）への充当

⑦本所、支所の運営

⑧自然災害や感染症等の発生時に備えた事業継続計画（BCP）の策定

⑨役職員研修の実施

⑩職員の専門知識取得のための研修参加・実施

⑪市社協中期経営計画の策定

(7) 関係機関・団体との連携強化

行政や福祉関係機関、団体、地域の社会福祉法人等との連携を強化し、地域の福祉課題の解決と地域福祉活動の推進に努めます。

①関係機関・福祉団体等との事業運営についての協議・懇談の実施

②地区社会福祉推進協議会育成支援

③各種団体育成支援

ア 八幡平市民生児童委員協議会

イ 八幡平市老人クラブ連合会

ウ 八幡平市母子寡婦福祉協会

エ 八幡平市身体障害者福祉協会

オ 八幡平市手をつなぐ育成会

④八幡平市共同募金委員会への募金運動協力

(8) 指定管理事業

①安代福祉センター管理・運営事業

市の指定管理を受け、市民・福祉団体とともに地域福祉活動を推進する拠点としての安代福祉センターの管理運営を行います。

(9) 障がい者支援事業

「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」（岩手県条例）による障がい者福祉について理解と関心を高め、関係機関との連携を強化し、障がい者福祉活動を推進します。

ア 相談受付と関係機関との連携

(10) 指定障害福祉サービス事業所ポパイの家（多機能型事業所）運営

①基本計画

障害者総合支援法及び法人の経営理念に基づき、社会において地域の人々と共生できるよう、日常生活や社会生活における支援を行います。

利用者に、日中活動における就労の機会や生産活動の機会及び創作活動の機会の提供を通じて、知識・能力の維持向上を支援し、人間性を尊重した事業運営に努めます。

健全で揺るぎない運営を維持し続ける為にも、基本に立ち返り、サービスの土台を強化して多機能型事業所として事業展開を行います。

また、職員の資質の向上を図りつつ、利用者にとって魅力のある施設づくりを目指します。

②重点事業

(1) 日中活動支援

日中活動の場を提供することで、利用者同士が互いに助け合い共に働く喜びを得ることで、潤いのある生活が送れるよう支援を行い、利用者の居場所を創出します。

新型コロナウイルス感染症収束を見据えた事業の展開を行います。

(2) 就労継続支援B型

ア 利用者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるように、作業支援を中心に就労の機会を提供し必要な指導訓練を行います。

イ 利用者の個々に合わせた個別支援計画を作成し計画的支援を行います。

ウ 新型コロナウイルス感染症の発生状況に留意しながら、利用者本人の能力と働く意欲を尊重した支援を行います。

(3) 生活介護

ア 生活支援を中心に創作活動及び生産活動等の機会の提供を行います。

イ 利用者の個々に合わせた個別支援計画を作成し計画的支援を行います。

ウ 利用者の人格や意思を尊重して、状況に応じた適切な指導及び訓練を

行います。

(4) 健康・衛生管理

嘱託医及び看護職員や家族と連携を図りつつ、利用者個々の健康状態の把握に努めます。感染症に関するマニュアル等の整備により、利用者・職員がともに安心、安全に事業所を利用できるよう推進します。

(5) 職員の資質の向上

職員一人ひとりが高い倫理観と規範意識を保持し、個々の職務内容を明確にすることで業務の効率化を図り、サービスの質の維持向上を目指します。

(6) 広報活動

八幡平市内に障害福祉サービス事業所が増えてきていることから、当事業所の特色を再検討して情報を発信します。相談支援事業所や支援学校にも出向き、広報活動を行います。

(7) 工賃向上

就労支援事業の収入を増加して利用者の工賃向上を図るため、農産物や自主製品の販路の拡大や受託事業の拡大を試み、農福連携等の受注量アップを検討します。

(8) 作業場の活用

利用者の働きやすい作業環境の下で、各種作業や資源回収量を増やして効率的に作業を行います。

(9) 車輛の更新

利用者の安全な送迎を行うため、送迎車両1台を更新します。今後、利用者の高齢化や障がいの重度化も想定され、車いす利用者に対応できる福祉車両を整備します。

③事業計画

(1) 地域住民及び保護者参加による各種行事実施

- ア クリスマス会
- イ 日帰り研修旅行

(2) 工賃向上及び利用者支援に伴う各種事業の展開

- ア 予算の適正計上、適正執行
- イ 関係機関への申請関係
- ウ 新規事業及び事業内容の見直し

(3) 個別支援計画

アセスメントを元に課題を整理し個々のニーズに合わせた個別支援計画を作成し、支援を行います。また、職員でケース会議を行い、その結果を記録し、必要に応じて個別支援計画の修正を行います。

(4) 利用者支援

ア 生活支援

社会生活に必要な基本的な生活習慣の確立と、毎日の支援の積み重ねにより、社会適応力を育成し、自立した生活ができるよう支援します。

(ア) 身辺自立の習得

- (イ) 社会的生活習慣の習得
- (ウ) コミュニケーション力の習得
- (エ) 健康管理
- (オ) 生活領域の拡大

イ 作業支援

工賃水準の維持向上のために、事業の更なる充実、新規事業への取り組み等に努めます。

また、利用者とのコミュニケーションを密にし、障がい特性に合わせて作業環境を整えながら、就労への動機付けを促し、作業意欲や能力の向上を目指します。

作業を通じて得た収益は、利用者に工賃として還元するとともに、就労継続支援B型の平均工賃は、20,700円以上を目指します。

(ア) 利用者の技術能力を高めながら、市場性と独創性の高い自主生産品の開発に努めると同時に、それら商品の販売網の拡大充実に図り工賃向上につなげます。

(イ) 自主生産品は、委託販売先へ利用者と共に納品し、利用者の意識意欲の向上を図ります。また、委託販売先での自主製品（農産物含む）売り上げ増大を図ります。

(ウ) 受託作業業務を通して、挨拶、技術能力の向上を図ります。

(5) 職員の資質の向上

ア 職員相互が信頼し、やりがいのある職場の実現と職務を通じての人材育成を行い、人材も組織も育つ職場づくりをめざします。

イ 定期的に職場内研修を実施するとともに、県やその他の機関の研修会には、各職員が年1回以上計画的に参加します。

また、資格取得講座等により専門知識の取得を推進します。研修に参加した職員によるフィードバック研修を引き続き行い、学んだ内容を事業所全体で共有します。

ウ 勤務姿勢、接遇マナー等を常に心がけ、社会的常識とモラルを持った職員を育成します。

エ 日常における職員間の報告、連絡、相談の徹底と情報の共有化により適切な業務遂行に努めます。

オ 実習生受入れ

社会福祉士や保育士を目指す学生の実習を引き受けることで、次世代の育成、職員の学び直しと振り返りの機会とします。

④行事計画

花見会・避難訓練・健康診断・日帰り研修旅行・山賊まつり参加・福祉まつり参加・クリスマス会・利用者歯科検診・保護者会総会・保護者会研修会
※運動療法、音楽療法、職員会議、ケース会は毎月実施